

委員会提出議案第 1 号

橋本市監査委員条例及び橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 30 年 12 月 14 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 田中 博晃

橋本市監査委員条例及び橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

(橋本市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 橋本市監査委員条例(平成 18 年橋本市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 略 <u>(議員のうちから選任される監査委員)</u> 第 2 条 <u>監査委員は、議員のうちから選任しない。</u> (事務局の設置) 第 2 条の 2 略	(趣旨) 第 1 条 略 (事務局の設置) <u>第 2 条 略</u>

(橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第 2 条 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成 18 年橋本市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後			改正前		
別表第 1(第 3 条関係)			別表第 1(第 3 条関係)		
No.	区分	報酬	No.	区分	報酬
1・2	略	略	1・2	略	略
<u>3～28</u>	略	略	<u>3</u>	<u>議員のうちから選任された監査委員</u>	<u>月額 34,000 円</u>
			<u>4～29</u>	略	略

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。